

## [米国判例] 表示義務違反を理由として提訴前の損害賠償請求を方法クレームに認めなかったCAFC判決



[www.harakenzo.com/jpn/gaikoku\\_siryo](http://www.harakenzo.com/jpn/gaikoku_siryo)

06-6351-4384(代表)

[iplaw-osk@harakenzo.com](mailto:iplaw-osk@harakenzo.com)



### 1. 米国における、特許表示義務と損害賠償

- 米国では、原則として訴状の提出6年以上前に行われた侵害行為に対しては損害賠償を受けることができない(米国特許法第286条)。特許権者および実施権者が自身の製品に特許番号を付しておらず、かつ、被疑侵害者に侵害警告していない場合には、訴状の提出以前の侵害行為に対して損害賠償を受けることはできない(米国特許法第287条)。
- 方法のクレームには特許表示義務が課されないため、方法のクレームのみに関する特許であれば、過去6年間に遡って損害賠償を受ける資格を有する。
- 方法と物のクレームの両方を含む特許において、方法のクレームに関してのみ権利行使を行った場合、過去6年間に遡って損害賠償を受ける資格を有する。
- 方法のクレームと物のクレームの両方を含む特許において、物のクレームと方法のクレームの両方を権利行使の対象とする場合には特許表示義務が課される。
- 特許製品に特許表示しなかった場合には、被疑侵害者への侵害警告の通知が損害賠償の起算点となる。

### 2. Packet Intelligence LLC v. NetScout Systems, Inc Fed. Cir No.2019-2041, Decided: July 14, 2020)

【概要】

## ” HARAKENZO *more* ” IP Information Delivery Section

- 本記事の全文をご希望の方は「記事申込」ボタンをクリック。  
(お申し込みの際、本記事の日付・タイトルの入力が必要となります。)
- 公式Twitterでは本記事のような当所オリジナル資料の情報を随時ご案内致します。お気軽にフォローしてください。
- 世界中の知財に関する最新トピックスを月一配信！  
配信ご希望の方は「ニュースレター配信申込」ボタンをクリック。

※本記事の提供については、利益相反、その他の理由によりご希望に添えない場合もありますこと、ご承知おきください。